

総務建設

議決を得た損害賠償額の変更

■4月14日開催

議決した損害賠償額の誤りによる変更

委員会では議会閉会中も暮らしやすい町づくりに向けて調査・研究をしています。
なお、詳しい内容は播磨町議会ホームページの委員会報告書をご覧ください。



委員会報告書はこちら



による審査体制の強化、関係機関との連携強化を図り、再発防止に努めると説明があった。

■5月19日開催

固定資産税の課税誤り

令和8年5月8日に発送した固定資産税・都市計画税納税通知書について、5月12日に納税義務者から税額に関する問い合わせがあり確認した結果、一部の償却資産において、耐用年数に伴う課税標準額の減額が正しく処理されておらず、前年と同額の税額となっていたことが判明した。税額に変更がある件数は163件、影響税額は合計2116万2400円である。原因は、課税システム操作時の誤りと最終確認不足によるもので、対象者には再計算後、5月13日と15日にお詫びの文書と正

広報公聴

委員会視察

■5月22日

広報・公聴の技能研鑽・情報収集のため、多可町議会を視察した。

全国町村議会や兵庫県町議会の広報紙コンクールで、何度か受賞している多可町議会だよりについて、発行までの編集作業の工程や、広報活動について話を伺った。

特徴としては、発行までの会議回数が当委員会よりも多く、1期目の議員である委員長がグラフィックデザイナーであり、イラストレーターを使用

した原稿作りを行い、印刷会社へダイレクトに入稿できるため、委員会全

体と印刷会社間でのデザイン調整が不要となっている。ただ、それ以前も賞を獲得しているのも、もともとの地固めができて

で住民と気軽に話す機会を増やしていくことが、結果的に広報に表れてくる良い例となっている。視察で話を伺うことで深い気づきが委員全員にあり、これを公聴と広報に生かしていく。

派遣委員
委員長 細田 武男
副委員長 板谷 良祐
委員 大北 良子
大瀧 金三
竹内 基就
岡田千賀子



広聴のフィードバックは個人的なことは個人へ、住民に広く関係することは広報へということになるが、意見・相談として伺い、内容は委員会で議論し、議員全体に共有することにより、その性質が違ったものとなる場合もある。

議員は普段、個人で相談を受けるのが大半だが、やはり多可町議会のように委員会または議会全体

厚生教育

保育施設整備に向け

蓮池を活用

■5月19日開催

令和8年4月14日の厚生教育常任委員協議会で説明があったとおり、当初令和13年度開所を想定して令和9年度からの着手と想定していたが、当町の待機・保育児童の現状と今後の見通しを考慮し、現時点で前倒しの実施をすれば、1年前倒しの令和12年度で施設開所が可能になる見込みとなった、と再度説明があった。待機・保育児童対策は、町にとっても懸案事項であり、早期の対策を行う必要があるため、1年前倒しの令和12年度の施設開所に向けて令和8年6月定例会に実施設計に係る費用の補正予算を提案する。



保育施設計画の「蓮池」

小学校学童保育の

指定管理者募集

現在の学童保育事業に係る指定管理者については、令和4年4月1日から令和9年3月31日の期間を特定非営利活動法人「高砂キッズ・スペース」が、町内4小学校にある11施設および長期休業期間中の1施設を運営している。

令和8年度が最終年度であるため、令和9年4月1日から令和14年3月31日の5年間の指定管理者を、令和8年度に募集する予定である。

■4月14日開催

蓮池小学校

学童保育所増設

蓮池小学校学童保育所においては、全校児童数698人に対して235人が利用登録をしており、他の小学校に比べて利用率が高い状況が続いている。新たに建設する蓮池小学校学童保育所については、令和8年6月定例会において整備に係る工事請負費を補正予算として計上予定である。

新設する学童保育所は、体育館道路側の駐車場を一部移転させて建設する。建物の大きさは、幅が16メートル、奥行きが10メートル程度の2階建てで体育館側にスロープ付きの出入口があり、1階が第4学童保育所、2階が第5学童保育所になる。

【主な質疑応答】

問 第4学童保育所として現在使用しているムービングハウスを使用していく考えは。

答 現在、ムービングハ

行政視察

■4月16日

播磨町児童発達支援

センターまにまに

委員会視察として、令和8年2月1日に開設した播磨町児童発達支援センターの支援業務等について

の視察を行った。播磨町児童発達支援センターの目的は、18歳未満の児童とその家族が安心して地域で子育てをし、成長できるように支援を行い、地域の中核的な支援機関の一つとして、学校や園、医療機関等の関連機関との連携づくりから地域支援を行うことである。

播磨町児童発達支援センターの業務として、

- ①児童通所支援では児童発達支援と保育所等訪問支援事業、②相談支援では基本相談（入口相談）、専門相談、障害児相談支援事業、親子教室、③地域支援では巡回相談、家庭支援・きょうだい支援、地域の力を向上させる研修、啓発活動がある。
- ④関連する業務として関係機関との連携があり、⑤その他では事業の質向上、職員研修、苦情対応がある。

播磨町児童発達支援センターから学校や園等に訪問をして、支援方法に悩んでいる支援者の方へ助言や支援を行うことで、地域の支援者が療育的な関わりができるようになり、それが障がいのある無に問わず、子どもたちが地域で成長できる環境を整えることにつながっていくとの考えを伺った。

【主な質疑応答】

問 播磨町児童発達支援センター業務委託仕様書



の内容では、人員基準が低く感じる。今の人数で十分対応でき、効果が発揮できると認識しているのか。

答 業務委託仕様書には、播磨町児童発達支援センターの広さや、播磨町の人口を考慮し、最低限の人数を記載している。実際に播磨町児童発達支援センターが稼働していく中で、他の職種の職員の必要性がでてくるかもしれない。今後必要に応じて検討していきたいと思うが、スタートラインとしては、現時点での人数と職種がいれば、業務委託仕様書に記載のある事業はできると考えている。